

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五〇三
- 道路の区域を変更する件 五〇三
- 道路の供用を開始する件 五〇三
- 公告
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五〇三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 五〇四

告 示

福島県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 横山正 梁取萬次 梁取光 馬場直三郎 吉村憲 横山湊 目黒久男 梁取愛子
 - 梁取進 五十嵐善次郎 馬場市郎 電源開発株式会社 梁取國男 菅家好弘 横山大輔 山崎明久 横山金一 横山建一 横山米次 横山啓太郎 横山貞雄 梁取武
- 二 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第七百四十四号）によること。
- 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野七番一九地先から	変更前	A 一六・〇〇 六三・〇〇	一八七・〇
	同 郡同 村大字渡瀬字青生野七番九八地先まで		B 一六・〇〇 七五・〇〇	一、五八四・〇
	同 郡同 村大字渡瀬字青生野八〇番地先まで		D 一八・〇〇 六七・〇〇	三八四・〇
	同 郡同 村大字渡瀬字青生野六九七番七地先まで		E 一四・五〇	三〇六・〇
	東白川郡鮫川村大字渡			

瀬字青生野六九七番七地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野八番一〇三地先まで 東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野八番一〇三地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野八〇番地先まで	変更後	B 一・二・八〇 七五・〇	F 一四・〇〇 二九・〇〇	三〇・〇〇 二五三・〇〇
--	-----	---------------------	---------------------	-------------------------

(道路計画課)

福島県告示第八百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野七番一九地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野八〇番地先まで	令和三年十二月二日

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和三年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
表郷土地改良区
退任した役員

役別 氏名
理事 緑川 悦夫

渡邊 公雄

穂積 喜和

和知 昭一

鈴木 博之

鈴木 昇次

沼田 信昭

緑川 友幸

芳賀 伸一

高橋 多市

滝田 国男

鈴木 安男

緑川 守

根本 三四士

鈴木 滋夫

住所

白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地
市表郷八幡字上長橋一二六番地

市表郷番沢字硯石三〇番地

市表郷堀之内字舟戸二三番地

市表郷番沢字樋ノ口六二番地一

市表郷金山字犬神二九番地

市表郷内松字五斗時三三番地

市表郷金山字越堀九八番地

市表郷深渡戸字森前八六番地

市表郷小松字西町六八番地二

市表郷八幡字上後久保七六番地

市表郷番沢字滝ノ森七番地

市表郷金山字荒屋五番地

住所

白河市表郷小松字日向一七三番地二

市表郷八幡字中ノ割四二番地
市表郷中寺屋敷二五番地
市表郷河東田字天王下八八番地
市表郷金山字菅辻三八番地
市表郷金山字百目木二〇番地
市表郷下羽原字五輪割八〇番地
市表郷梁森字榎内二番地一
市表郷三森字月桜三七番地
市表郷社田字白旗一一一番地
市表郷番沢字里見三九番地一
市表郷中野字柳橋前二九番地一

理事 鈴木 久夫

穂積 與志榮

田子 重夫

-10 521 50 607" data-label="Text">

吾妻 信三

-50 521 90 607" data-label="Text">

藤田 文夫

-90 521 130 607" data-label="Text">

近藤 嘉雄

-130 521 170 607" data-label="Text">

緑川 悦夫

-170 521 210 607" data-label="Text">

緑川 友幸

-210 521 250 607" data-label="Text">

芳賀 伸一

-250 521 290 607" data-label="Text">

薄井 洋

-290 521 330 607" data-label="Text">

穂積 隆一

-330 521 370 607" data-label="Text">

高橋 武

監事 小谷田 公夫 同 市表郷中寺屋敷一〇番地
 同 角田 富士夫 同 市表郷梁森字返り町一二番地
 同 近藤 信雄 同 市表郷番沢字日向一五番地
 同 薄井 義久 同 市表郷番沢字里見五二番地

(農村計画課)

公告第二百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、
 貝田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は、令
 和三年十一月三十日完了したので公告する。
 令和三年十二月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)